

第8章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

本計画で推進していく施策は広範囲に渡ります。庁内関係部局がそれぞれ子ども・若者と子育て当事者の視点を持ち、組織横断的に計画を推進していきます。

(2) 様々な主体との連携による計画の推進

行政の取組だけではなく、子どもの権利の重要性を全ての市民や関係団体が共通の認識のもと実践していく必要があります。

このため、市民、NPO団体や地域団体など、子ども・若者及び子育て当事者と関わる様々な関係者や関係団体との連携を深めながら、計画を推進していきます。

2 計画の進捗管理・評価

(1) 計画の進捗管理

本計画に位置付けた事業・取組は、毎年度、所管部局から報告を受けて進捗状況を確認し、子ども・若者及び子育て支援施策に関する庁内組織である「子どもの権利総合推進本部」にて、実施状況の進捗管理を行います。

(2) 附属機関による評価の実施

附属機関である「札幌市子ども・子育て会議」、及び、「札幌市子どもの権利委員会」に毎年度の本計画の実施状況を報告し、点検・評価を受けた上で、次年度以降の施策や事業の改善に生かしていきます。

報告時には、第3章に定める「成果指標」の達成状況のほか、第4章に定める各基本目標・施策ごとの取組状況、第5章に定める「子どもの貧困の解消に向けた対策計画」、第6章に定める「ひとり親家庭等自立促進計画」及び第7章に定める「需給計画」の実施状況について点検・評価を受け、その内容をホームページ上で公表します。

3 計画の見直し

本計画は、令和11年度（2029年度）までの中期的な方向性を定める計画ですが、今後の国の施策や社会情勢の変化等により、特に第7章に定める「需給計画」を中心に見直しの検討が必要となることが考えられます。

その場合は、適切に市民ニーズ等を把握した上で、見直し内容について「札幌市子ども・子育て会議」の審議を経て、改定を行うこととします。